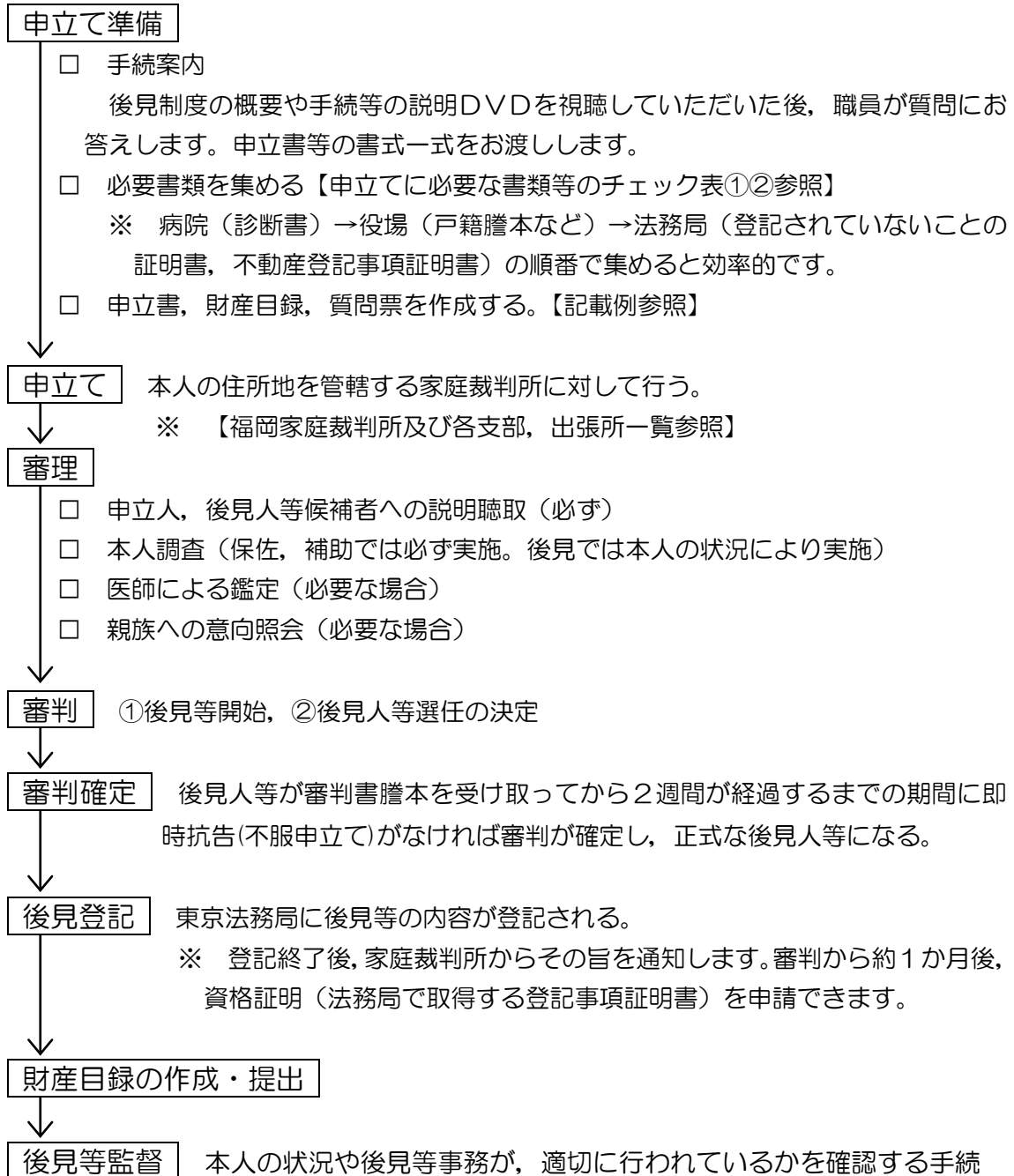


手 続 の 流 れ

手 続 の 流 れ



◎ 説明聴取の日程等については、申立書を提出する前に、必ず申立てをする家庭裁判所に電話でお尋ねください。

◎ 審理に要する期間は、鑑定を行うかどうか等により異なります。おおむね1～3か月以内です。